

## 愛媛県社会福祉士会 会員メーリングリスト運用規程

### (名称と運営主体)

第1条 このメーリングリストは「愛媛県社会福祉士会会員メーリングリスト」(以下、メーリングリストという。)と称し、一般社団法人愛媛県社会福祉士会(以下、当法人という。)が運営する。

### (目的)

第2条 メーリングリストは原則として、当法人の定款第4条に定める事業を行うために必要な情報の提供および情報の交換を目的とする。

### (管理者)

第3条 メーリングリストの管理者を代表理事とし、メーリングリスト利用者の登録・削除等を行う。

### (管理者)

第4条 メーリングリストは、原則として当法人の全会員および事務局が登録を受けることができる。ただし、前段の規定にかかわらず管理者が必要と認めた者を、登録者にすることができる。

### (利用者の心得)

第5条 当メーリングリストには多数の登録者があり、大きな影響力を持っている。そのため、ここで発せられるメールによって、時に人を著しく傷つけることもあり得る。メーリングリストの登録者は、このことを常に自覚し、互いに信頼と尊重の精神を基としてメールを発信しなければならない。

### (禁止行為)

第6条 メーリングリストの利用にあたり、登録者は、以下の各号に定める事項を守らなければならない。

- (1) 誹謗中傷しないこと
  - (2) 特定の個人(登録者に特定の個人を確信させる表現を含む)に対して、直接当法人の活動内容と関係のない事柄について、批判を意図したメールを発信しないこと  
(この場合は、メーリングリスト上ではなく直接個人にしてください)
  - (3) 個人宛て信書メールを発信者の承諾を得ないでメーリングリスト上に転送・引用しないこと
  - (4) プライバシーの侵害を行わないこと
  - (5) その他、他人に何らかの害を与えることを意図してメールを発信しないこと。  
また、他人に何らかの害をもたらすと知りながらメールを発信しないこと。
- 2 登録者が前項の禁止行為にあたる発信を行ったと管理者が判断した場合には、管理者は当該発信登録者に対し、以後、禁止行為にあたる発信を行わないように注意、警告することができる。

(メールの削除・登録停止)

第7条 登録者が前条第1項の禁止行為を、管理者が注意、警告をしても繰り返した場合であって、そのまま繰り返すことを放置した場合に、更に当該発信により法的な利益が侵害されると認められる者が出るなどが予想されるなど緊急性があると管理者が判断した場合に限り、管理者は、発信者の承諾を得ることなく、当該メールのデータの削除、メール削除の旨のメーリングリスト上での告知、および発信者の登録を一時停止することができる。ただし、管理者が発信者の登録を停止した場合には、代表理事は、速やかに代表理事が会員の中から指名した5名の委員で構成されるメーリングリスト禁止行為検討委員会を設置しなければならない。メーリングリスト禁止行為検討委員会は、当該登録停止者の弁明を受けた上で審議を行い、登録停止の取消または解除の時期を代表理事に答申するものとする。管理者は、委員会の答申に基づき理事会の議を経て、登録停止の取消または解除を決定する。

(自己責任の原則)

第8条 登録者はメーリングリストの利用によりなされた一切の行為とその結果について責任を負う。登録者がメーリングリストの利用により当法人または第三者に損害を与えた場合は、登録者の自己の責任と費用により損害を賠償するものとする。メーリングリストにおいて生じた登録者間の紛争については、原則として当事者間で解決するものとする。

(苦情の処理)

第9条 前条に関わらず解決しない場合の苦情窓口は、管理者とし、管理者が協議し対応する。ただし、本条はメーリングリストにおいて登録者のした行為につき、管理者ないし当法人が何らかの法的責任を負うことを意味するものではない。

(他のソーシャルネットサービスについて)

第10条 昨今の配信技術の進展により、様々なソーシャルネットサービス(以下、SNSという。)が普及している。当法人としても会員への利便性を考慮したうえで可能な範囲で情報発信の方法を検討していく。その場合は、本規程第2条から第9条を準用した運用を行うものとする。

2 当法人の SNS と結びついた個人所有の SNS ページについては、各人の設定により意図せず情報が拡散される危険性もある。また、拡散の速度や配信取り消し後の複写の拡散も問題視されているところである。当法人は会員各人の情報発信の自由を尊重することを当然としつつ、社会福祉士、社会福祉士会、会員相互に関する誹謗中傷や信用失墜に該当する配信と代表理事が判断した場合は、本規則第6条第2項に準じた注意・警告ができるものとする。

附則

- 1 この規程の改定は随時行うことが出来るものとし、理事会の同意を得て行う。
- 2 この規程は平成29年12月1日から実施する。